○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法 律施行規則

(平成二十六年四月三十日)

(農林水産省令第三十三号)

改正 平成二十八年一月二十八日農林水産省令第四号

(農林漁業関連施設)

第一 条 農林 漁 業の 健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー 電気の発電の促進に関する法律(以下

法 という。)第三条第三項第四号の農林水産省令で定める施設は、 次に掲げるものとする。

一農業用施設

林業

用

施

設

三 漁業用施設

几 計 画 作 成 市 町 村の区域内において生産された農林水産物 (以下この条において 「区域内農林水産 物

とい 、 う。) 及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するた

めの施設

五 主として区域内農林水産物又はその加工品を販売するための施 設

六 区 域 內 農 林 水 産 物を主たる材料とす る料理の 提供を主たる目的とする飲食店

七 農林漁業の体験のための施設

八 前 各号 に 掲 げ る 施 設 に 附 帯 す る 施 設

ノー 育名子 () おいえ 放言 () [下本) 言之 方言

農林 地 所 有 権移転等促進事業に 関して基本計画に記載すべき事項)

法第一 五. 条第四 項第四号の農林水産省令で定め る事 項は、 農林 地 一所有権移転等促進事業の 実施によ り

設定され、 又 は 移転 され る農用 地 に係る賃借権 又 は 使用貸借による 権利 \mathcal{O} 条件 その 他 農 用 地 に 0 7 て \mathcal{O} 所

有 権 \mathcal{O} 移 転 等 に 係 る法 律関係 に 関 す る事 項 (同 項 第 二号及び第三号に掲げる事 項を除く。

再 生
一
前 エ ネ ルギ] 発電 設 備 \mathcal{O} 整備、 を促 促進する] 区 域 \hat{O} 基 在 準)

法第五· 条第五 項 の農林水産省令で定める基準 は、 次の各号に掲げるものとする。

法 第五 条 第二項第二号に 掲げ る区域に農林 地 又 は漁 港若 しくは その 周 辺 \mathcal{O} 水域 が 含 まれ る場合に あ 0

ては 当該 農林 地 又は当 該 漁港 若 しく は そ \tilde{O} 周 辺 \mathcal{O} 水 域 \mathcal{O} 面 積 又 は 範 囲 が 当該 区 域 に お ** \ 7 整 備 する

再 '生可 能 工 ネル ギ 発 電 設備 \mathcal{O} 規 模か 5 みて適当と認められること。

法第五条第二項第二号に掲げる区域に農用地が含まれる場合にあっては、 当該区域の設定が次に掲げ

る要件に該当すること。

1 当該 区域に含まれ る農用は 地 が農地 法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第五条第二項第一号イ又

は 口 に 掲げ つる農地で 又は採草放牧地でないこと。 ただし、 当該農 角地が 同号口 に 掲げる農地 又は 採草 放

牧 を除く。) 地 (農地法施行令 である場合において、 (昭和二十七年政令第四百四十五号)第十三条各号に掲げる農地又は採草放牧地 その土地が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、 この限

でない。

(1)農用 地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるものであること。

(2)計画 作成市 町村の区域内の土地 の利用状況からみて、その土地を再生可能エネルギー 発電設備 \mathcal{O}

用に供することが必要かつ適当であって、 当該区域内の他 の土地をもって代えることが困難である

と認い 8 られ、 かつ、 次に掲げる要件のいず ħ か に該当すること。

(i) を発電することが可能であると見込まれる土地であって、 風力を電 「気に変換する設備を用 V) て年 間 を通じて安定的 当該設備の用に供するものであること。 か つ効率的 に 再生可 能 エネ ル ギ] 電気

'n

(ii) 水力を電気に変換する設備 (かんがい、 利水その他の発電以外の目的で取水し、 又は放流する

流 水を利用するものに限る。 を用 いて効率的に再生可能エネ ルギ] 電気を発電することが可能

であ ると見込まれ る土地であっ て、 当該 設 備 \mathcal{O} 用 に .供するものであること。

(iii)

再

生可

能

工 ネ

ル

ギ

]

源

を電

気に

変換す

Ź

設

備

 \mathcal{O}

附

属設

備

(再 生

可 能

エネルギ

電

気の

発電、

変

電、 送電又は配電に欠くことのできないものに限る。)の用に供する土地であること。

口 当該区域の設定により、 農用地 の集団化、 農作業の効率化その他土地 の農業上の効率的 か つ総合的

 \equiv 法 第 五 条第二項第二号に 掲げ る区域 に保安林 に係 る林 地 が含まれる場合にあっては、 当該 《保安林

な

利用

に支障を及ぼす

おそれがない

と認めら

れること。

定 \mathcal{O} 目的 の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 の指

兀 \mathcal{O} 利 法 ..第五条第二項第二号に掲げる区域に漁港又はその周辺の水域が含まれる場合にあっては、 用又は保全及び当該 水 域に おける漁業に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 当該漁港

所 有 権移 転 等 促 進 計 画 に 0 1 て \mathcal{O} 農業 委 員 会の 決定

第四 条 農業委員会は、 法第十六条第 項の 規定により所有権移転等促進計画について決定をしようとする

ときは、 農用地の権利移動が適切に行われることを旨として、当該決定に要する期間その他認定設備整備

計 画 \mathcal{O} 円滑、 な 達成を図るために必要な事 項につき適切な配慮をするものとする。

(所有権移転等促進計画に定めるべき事項)

第五 条 法第· + 六条第二項第六号の 農 林水産省令で定める事 項は、 次に掲げるものとする。

法第十六条第二項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける農用地に係る賃借権又は使用貸借によ

る権 利の条件その 他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (同 項第四号及び 第

五号に掲げる事項を除く。)

法第十六 条第二項 第一号に規定する者が 所有: 権 の移転等を受ける土地 の全部 文は 部が 農 用 地 で あ V)

か つ、 当該 欧所有権 6 の移転等の 後における土地の利用目的 が農用地の用に供するためのものである場合

にあっては、次に掲げる事項

イ 法第十六条第二項第一号に規定する者の農業経営の状況

ロ その他参考となるべき事項

(所有権移転等促進計画の公告)

第六条 法第十七条の規定による公告は、所有権移転等促進計画を定めた旨及び当該所有権移転等促進計 画

(前条第二号に掲げる事項を除く。) について、 計 画作成市町村の公報 \sim の掲載、 インターネットの利用

その他の \mathcal{O} 計 画 作 成 市 一町村が 適 切と認める方法により行うものとする。

(権限の委任)

第七条 法第七条第九項第一号(法第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大

臣 の権限は、 計画作成市町村の区域を管轄する地方農政局長に委任する。

附則

この省令は、 法の施行の日 (平成二十六年五月一日) から施行する。